

私は、平成三年二月に
おもに、被災者の救済と災
害復旧に全力を捧げたい
方々のこ冥福と、被災者
の皆様方に対し心からお
見舞い申し上げますとど
と決意を新たにいたして
おります。



宝塚市長
正司泰一郎

苦難を乗り越え 質の高いまちづくりを

宝塚市長選挙は、一月二十二日に告示、立候補届出を受け付けました。届出を提出した人は、現職の正司泰一郎氏一人

市長選挙 正司泰一郎氏が無投票で再選

この度、皆様方のご支援によりまして、再び宝塚市政を担当することになりましたが、まず最初に阪神大震災で不幸にもお亡くなりになられた方々のこ冥福と、被災者の方々に対し心からお見舞い申し上げますとともに、被災者の救済と災害復旧に全力を捧げたいと決意を新たにいたして

宝塚市長選挙は、一月二十二日に告示、立候補届出を受け付けました。届出を提出した人は、現職の正司泰一郎氏一人

であったため、公職選挙法の規定に基づき、無投票で正司氏の当選が決定。正司氏は二期目の市長を務めることになりました。

その成果が、今着実に芽吹きつつあることを確信いたしております。中でも、本市の懸案でありました都市基盤整備につきましては、道路、下水道、公園などの整備も進展し、西公民館・西図書館、手塚治虫記念館のオープン、そしてウイン第九区との姉妹都市提携等々、市民の皆様のご協力により、着実に宝塚のまちづくりは進みつつあります。こうした矢先、不幸な

兵庫県南部地震 宝塚市犠牲者 合同慰靈祭

3月5日(日)
式典
午後1時~3時
一般市民献花
午後3時~5時
宝塚市民会館
(御殿山2丁目)

市震災復興 本部を設置

市は、兵庫県南部地震(阪神大震災)による被害に対し、速やかに復興のための総合的措置を講じるため、二月一日に市長を本部長とする「市震災復興本部」を設置しました。

二月八日の本部会議では、組みの一つとして、重点復興地区の一部で、建築基準地図で大きな被害を受けた市街地を「安心して住めるまち」に復興していくため、市街地再開発などによる面的な整備を進める地区を重点復興地区とすることなどを内容とする「震災復興基本方針」を決

する。「市震災復興本部」を設置します。

建築制限地区 を指定

市は、方針に基づき取り組みの一つとして、重点復興地区の一部で、建築基準地図で大きな被害を受けた市街地を「安心して住めるまち」に復興していくため、市街地再開発などによる面的な整備を進める地区を重点復興地区とすることなどを内容とする「震災復興基本方針」を決

する。「市震災復興本部」を設置します。

復興基本方針決まる

市は、方針に基づき取り組みの一つとして、重点復興地区の一部で、建築基準地図で大きな被害を受けた市街地を「安心して住めるまち」に復興していくため、市街地再開発などによる面的な整備を進める地区を重点復興地区とすることなどを内容とする「震災復興基本方針」を決

する。「市震災復興本部」を設置します。

上下水道料金を減額

納期も延長します

地震により、住居が全壊・半壊した世帯、死亡した人の遺族の皆さんに、援護金、弔慰金などを支給します。また、生活資金や住居の修理・建て替え資金などの貸し付けも実施します。各種制度の概要は下表の

被災した皆さんへの支給・貸付制度

被災者証明書は市役所会議室(3階)で発行しています(土・日曜日を除く)。なるべく被災した家屋の状況を撮影した写真を持参してください。なお、日々の受け付け状況により、当日の受け付けが困難な場合もあります。ご了承ください。市役所厚生課(☎71-1141)

今回の紙面は 4ページ

連載記事「同和問題シリーズ」、「宝塚史探訪」は3月以降に掲載します。
ご了承ください。

制度	内 容
災害弔慰金	死亡した被災者の遺族に災害弔慰金を支給します。生計維持者(世帯主)が死亡した場合は1人500万円、その他の場合は1人250万円。現在、早期に支給できるよう準備を進めています。該当する人は、確認のため市役所災害援護資金担当へ連絡してください。支給時期などは、該当者に個別にお知らせします。詳しくは同担当(☎71-1141)へ
災害障害見舞金	負傷し重度の障害(両眼失明、半身不随など)を負った被災者に、災害障害見舞金を支給します。生計維持者(世帯主)の場合1人250万円、その他の場合1人125万円。該当すると思う人は市役所災害援護資金担当へ連絡してください。なお、障害の程度が固定した段階で医師の証明が必要です。詳しくは同担当(☎71-1141)へ
災害援護金	住居が全壊・半壊した世帯および住居が全壊・半壊した世帯に、全国からの義援金を支給します。死亡の場合は1人10万円、全壊・半壊の場合は1世帯10万円。受付日時は、3月15日(火)までの午前10時~午後3時。受付場所は市総合福祉センター(安倉西2丁目)。被災者証明書、死亡診断書(死亡の場合)、印鑑、本人と確認できるもの(保険証、免許証など)を持参してください。書類確認の上、即日支給します。詳しくは日赤兵庫県支部宝塚市地区事務局(☎86-5000、市社会福祉協議会内)へ
災害援護資金	住居や家財に被害を受けた人に、災害援護資金を貸し付けます。貸付対象、限度額は右表のとおり。年利は3%、償還期間は10年(当初3年間は据え置き、据え置き期間は無利子)です。ただし所得制限があります。制限額は右下表のとおり。また連帯保証人が必要です。貸付方法などを記載した申請用紙を市役所厚生課、各支所・出張所、各市立公民館、各市立隣保館で配布します。必要事項を記入し、4月28日(金)までに市役所災害援護資金担当へ持参してください。貸し付けの実施時期は申請から3週間程度後です。詳しくは同担当(☎71-1141)へ
住宅金融公庫	地震発生から2年間、住宅の建設資金、購入資金、補修資金が融資されます。建設資金および購入資金は、住居に5割以上の被害を受けた人が対象で、融資限度額は建設資金が最高1090万円、購入資金が新築住宅購入の場合で最高1760万円。補修資金は住居に10万円以上の被害を受けた人が対象で、融資限度額は最高600万円。年利はいずれも4.15%です。詳しくは住宅金融公庫(☎06-281-9270)へ
生活福祉資金	家族の死亡や負傷、住居の損壊などで生活に困り、資金が必要な世帯に生活資金を貸し付けます。限度額は1世帯10万円(特別な事情がある場合は20万円)。年利は3%、償還期間は4年以内(据え置き期間は1年以内、据え置き期間中は無利子)。申込書に必要事項を記入し、2月20日(月)までに市総合福祉センター(安倉西2丁目)へ申し込んでください。受付時間は午前10時~午後5時。本人と確認できるもの(保険証、免許証など)と印鑑を持参。申込書は同センターで配布しています。貸し付けの実施時期は翌日以降の指定日。詳しくは市社会福祉協議会(☎86-5000)へ
中小企業災害特別融資	被害を受けた中小企業者を対象に運転・設備資金の融資を行います。限度額は、運転・設備資金あわせて1500万円以内。年利は2.5%、償還期間は10年以内(3年間据え置きが可能)。小企業者には、500万円以内の無担保・無保証人融資も実施。年利などは前記と同じ。前記融資との併用は不可。申し込みの際、被災者証明書などが必要。申し込みは7月31日(月)まで市役所商工課で受け付け。詳しくは同課(☎71-1141)へ。※市商工会(☎83-2214)は災害対策室を設置し融資や雇用についての相談に応じています

被 告 の 程 度	災害援護資金貸付限度額一覧	
	限 度 額	特 別 の 事 情 が あ る 場 合 の 限 度 額 (注)
お世帯をねむる主の1負傷者が月以上以上	150万円	—
住居の損害がなく、家財の損害がその価格の3分の1未満	250万円	—
住居の半壊	270万円	350万円
住居の全壊	350万円	—
上記以外の場合		
住居の損害がなく、家財の損害がその価格の3分の1以上	150万円	—
住居の半壊	170万円	250万円
住居の全壊(下欄以外)	250万円	350万円
住居全体の滅失またはそれと同等と認められる特別の事情がある場合	350万円	—

注: 特別の事情とは、住居を建て直すに際して残存部分を取り壊さなければならない場合などを指します

災害援護資金貸し付けの所得制限			
世帯人数	所得制限額	世帯人数	所得制限額
1人	220万円	4人	630万円
2人	390万円	5人以上	630万円に、4人を超える1人につき30万円を加算した額
3人	560万円		

※所得は平成5年中の世帯全員の合計額です

救援の衣類を配布

全国から寄せられた救援の衣類を、被災のため困っている人に配布します
 ▷日 時 2月末まで（毎週木曜日を除く）、午前11時～午後6時
 ▷場 所 ソリオホール（栄町2丁目）
 ▷その他 物資がなくなり次第終了します
 市災害対策本部（☎71-1141）

倒壊家屋の処理

地震による倒壊家屋の廃材がれきの撤去などの受付期間を延長します
 ▷日 時 2月20日（月）までの、土・日曜日を除く毎日、午前9時～午後5時
 ▷場 所 市役所会議室
 市災害対策本部（☎71-1141）

仮設住宅などの抽選発表

2月8日～11日に実施した仮設住宅などの2次募集の抽選結果は、2月下旬に市役所、各支所・出張所、各避難所に掲示します
 市役所住宅課（☎71-1141）

市水道局指定工事店

前原商会	☎0798-51-0358
株式会社	☎72-0666
株式会社	☎72-2490
奥村設備	☎86-2671
板垣工業株	☎86-0501
株式会社	☎86-4204
木本工業株	☎86-3881
新栄商會	☎86-4206
共栄設備工業	☎72-4316
株式会社	☎0727-59-2565
川口水道工業所	☎86-6606
段設備工業所	☎71-0038
宝塚水道工業所	☎71-8904
株式会社	☎84-9367
有林設備	☎71-5695
株式会社	☎71-5204
南設備工業株	☎86-1688
福井設備工業	☎71-3617
大公設備工業所	☎72-5658
玉川設備	☎73-0545

水道の漏水は早めに点検を

今回の地震の影響で、宅地内の水道管が損傷し、漏れています。

漏れの点検は簡単にできますので、各家庭で行ってください。

点検は、水道の蛇口など

すべて閉めて、水道メータ

ーを見てください。このと

き、メーターの表示部分の

中にある銀色の星印が少し

でも回つていれば漏水して

いることになります。

漏れを見たら、至急

市水道局指定の水道工事店

（上表参照）または市水道

局（☎73-3681）に修理

を依頼してください。

詳しくは市水道局へ。

路線バス

一部運休などにご注意を

（☎73-3681）に修理

を依頼してください。

詳しくは市水道局へ。

無料法律相談

市は、神戸弁護士会の協力を得て、当分の間、毎日（土、日曜日を含む）無料法律相談を実施しています

- ▷ 時 間 午後1時～4時
- ▷ 場 所 市役所市民相談室
- ▷ 費 用 無料
- ▷ 申込み 電話で予約を

市役所市民相談室（直通☎77-2003）

公民館などは

しばらく休館します

- ◎市立中央・東・西公民館、ベガ・ホール、ソリオホール、宝塚市民会館、スポーツセンター、中央図書館、少年自然の家、小浜宿資料館などの公共施設は、しばらくの間、休館しています
- ◎市立西図書館、図書館中山台分室は2月17日（金）から開館します
- ◎市立手塚治虫記念館は3月1日（水）開館の予定で整備を進めています
- ◎市立中央図書館は、被災した受難者のためのスペースを開放しています。詳しくは同図書館（☎84-6121）へ

市・市文化振興財団主催の文化事業は3月末まで中止

- ◎市および市文化振興財団主催の文化事業は、3月末まで中止しています
- ◎市文化振興財団主催事業の購入済みチケットは、同財団で全額払い戻します。詳しくは同財団（☎85-8844）へ

市税の減免を検討しています

◎納期限を延長
市は、市民税、固定資産税（償却資産、特別土地保有税、入湯税について、納付および申告などの期限が1月17日以降に到来するもの）

までの三月三十一日（金）まで延長しています。
◎減免を検討しています
市は、家屋および償却資産などに一定以上の被害を受けた人を対象に、個人市民税と固定資産税の減免を検討しています。

詳しくは市役所市民税課
（☎71-1141）へ。
七期分の納期限を、三月三十一日（金）まで延長しています。
市は、国民健康保険税第

国際健康保険税について
について

詳しく述べます。
西宮税務署は、所得税の相談会場を開設。地震で被害を受けた人の相談に応じます。

詳しく述べます。

西宮税務署は、所得税の確定申告期限や、贈与税の申告期限を延長します。
延長期日は、決まり次第お知らせします。
詳しく述べます。

詳しく述べます。

西宮税務署（☎0798-33930）へ。
十一日（金）まで延長しています。
七期分の納入方法

詳しく述べます。
西宮税務署（☎0798-33930）へ。
十一日（金）まで延長しています。
七期分の納入方法

詳しく述べます。
西宮税務署（☎0798-33930）へ。
十一日（金）まで延長しています。
七期分の納入方法

詳しく述べます。
西宮税務署（☎0798-33930）へ。
十一日（金）まで延長しています。
七期分の納入方法

税の減免や納期限について

および八・九期分の納期限は、後日お知らせします。
また、今回の地震で家屋の全壊や半壊などで、財産の一以上に被害を受け、国民健康保険税の納付が困難になった場合は、減免制度の適用を受けることができます。

詳しく述べます。
西宮税務署（☎0798-33930）へ。
十一日（金）まで延長しています。
七期分の納入方法

災害見舞金を受け入れています

△銀行振込

三和銀行 宝塚中山支店
普通預金 3679333
県南地震救援 宝塚市収入役 阪本一郎

△郵便振替

00920-3-78000
宝塚市灾害対策本部

市役所会計課（☎71-1141）

心の相談窓口

不安感を抱いている被災者の相談に、専門のカウンセラーが応じます

▷ 日 時 每週月曜日～金曜日の午前10時～午後4時

▷ 費 用 無料

▷ 申込み 専用電話（☎86-3488）へ

市立女性センター（☎86-4006）

公衆浴場などの情報

市役所特設浴場（東洋町1-1）一午前10時～午後9時、奇数日：女性、偶数日：男性、無料、☎71-1141 ■市立少年自然の家（大原野字松尾1）一土・日曜日午後1時～4時30分、無料、☎91-0314 ■仮設野営風呂（市立末広小学校横武庫川河川敷）一午後1時～9時、奇数日：男性、偶数日：女性、無料、☎71-1141（市役所） ■荒神温泉（旭町2丁目22-15）一木曜日を除く毎日午前10時から、大人280円、☎6-0270 ■わかくさ湯（大成町6-18）一日曜日を除く毎日午後4時30分～10時、大人150円 ■クリーンセンター（小浜1丁目2-15）一午後6時～8時、奇数日：女性、偶数日：男性、無料、☎71-1141（市役所）

宝塚郵便局からのお知らせ

地震による被害などに伴い転居した人については、郵便物を前住所から現在の住所に転送しますので、近くの郵便局へ連絡してください。

宝塚郵便局（☎86-4200）

NTTからのお知らせ

基本料金について 市内における基本料金を1月17日から2月28日まで無料とします。また、2月1日に電話料金の改定を行いましたが、市内における基本料金については、7月31日まで改定前の料金となります。

料金支払期限の延長 1月中に支払期限が来る料金は3ヶ月、2月中に支払期限が来る料金は2ヶ月、3月中に支払期限が来る料金は1ヶ月、支払期限を延長します。

工事料について 回線復旧に伴う工事は無料です。

NTT宝塚営業所（局番なし116番）

関西電力からのお知らせ

電気料金の支払期限を繰り延べ 市内における電話料金の支払期限を最大4ヶ月間（昨年12月分は4ヶ月、今年1月分は3ヶ月、2月分は2ヶ月、3月分は1ヶ月）繰り延べします。

基本料金を一部免除 地震により電気設備の一部が使用不能となった場合、状況に応じて基本料金の一部を免除します。

電気工事などの無料実施 復旧のため臨時に使用する電気の申し込みにより関西電力が行う工事は無料です。また、地震により電気の契約を廢止した後、再度契約した際の引込線などの工事費についても無料です。申込期限は7月31日まで。

※いずれも使用者からの申し出によります

関西電力宝塚営業所（☎85-0201）

地域住民が協力して 炊き出しを行う



野上二丁目の市立宝塚第一小学校で、地域の人たちが協力して、炊き出しを行ない、同校へ避難している人たちへ温かい食事を届けています。



☆譲ります↓ BSアンテナ▽業務用おしほりウォーマー▽こいのぼり▽幼児用いす▽ハイ＆ローチェア▽ベビーバス▽ベビーベッド▽六ヶ月▽二歳女児服▽婦人用スキ

讓ります
譲ってください

一ウエア▽六畳敷きカーペット▽混合水栓とシャワーホース▽自動給油機▽携帯電話機標準キット▽こたつふとん▽スタッカラ▽二段ベッド▽ソフトアーヘッド▽ガスストーブ▽ガスファンヒーター。☆譲って下さい▽ンター（直通☎7201）

シート▽ベビーベッド▽百二十▽百四十▽女児服▽B型ベビーカー▽歩行器▽めぐみ幼稚園男児制服▽双子用ベビーカー▽ベビー泣き声キヤッチ機▽ベビーサークル▽女児用学習机。詳しく述べは市消費生活セ

まちど

悪質な修理業者に 注意してください

本市の修理などをを行う業者は、補助を行うことはありません。ご注意ください。

家屋の修理などをを行う際は、次の点に注意します。市は、特定の業者を対象に、補助を行うことはありません。ご注意ください。

くらしの情報

避難所で 節分の豆まき

二月三日、避難所となつている市立スポーツセンターで、節分の豆まきが行われました。

これは、避難者に元気を出してもらおうと市体育協会が実施したもの。子供たち約五十人が参加し、「福はうち、地震は出でていけ」と叫びながら、豆をまいていました。

地震による被災地で、家屋に被害を受けた家庭を建築業者らしき人物が訪問し、「家屋の修理を今なら四割引にする。差額分は市が補助するので早いもの勝ちだ」などと言つて、修理契約しようとする事例が報告されています。

なお、業者の訪問によると、修理業務が円滑にあります。修理業者や権利に関するサービスや権利に関する取り引きは、クリーンゴフの対象となる場合があります。

詳しくは市消費生活センター（☎720999）へ。

◎工事内容などで不明な点がある場合は、納得するまで業者に説明を求める。

◎工事内容などで不明な点がある場合は、納得するまで業者に説明を求める。

市クリーンセンターからのお知らせ

廃材の搬入について

は当分の間実施しません。

許可書を発行します。廃材を「廃木材」「瓦、壁土、コンクリートブロック」に分別し、指定する搬入場所に持ち込んで受け付けています。

市クリーンセンターで受

け付けています。

受付時間は、午前九時

午後四時（日曜日・祝

日を除く）。家屋所有者の

印鑑を持参し、申請書に

必要事項を記入、押印の

上、申し込んでください。

申請書は同センターにあ

ります。電話での申し込

みをして排出してください。

なお、カセットボンベは必ず穴をあけ、資源ご

として排出してください。

廃材が混入したものは受

け付けません。

また、引っ越しなどに

廃材が混入したものは受

け付けません。

最大積載量四t以下

車両で行ってください。

型トラックでの搬入はで

きません。

搬入された廃材は、市

が無料で処理します。

詳しくは同センターへ

（☎73361）へ。

3月の粗大ごみ収集日程

（市クリーンセンター）
☎873-3361

日	曜日	町・丁名	排出場所
2	木	中州1・2丁目、南口1・2丁目、寿楽荘、武庫山1・2丁目	中州1丁目2・3番、中州2丁目4・11番、南口1丁目15番、南口2丁目3・11・14番、寿楽荘1・6・15・17番、武庫山1丁目2・5・10番、武庫山2丁目5・9・13・14番、宝松苑13番
7	火	宝梅1～3丁目、青葉台1・2丁目、光ガ丘1・2丁目、宝松苑	宝梅1丁目1・11番、宝梅2丁目6・7番、宝梅3丁目4番、青葉台1丁目1・12・20番、青葉台2丁目1番、光ガ丘1丁目5・8・19番、光ガ丘2丁目10番、宝松苑9、11、12、13、23番
9	木	湯本町、梅野町、紅葉ヶ丘、長寿ヶ丘、月見山1・2丁目	湯本町2・4・10番、紅葉ヶ丘4・6・7・8番、梅野町1番、長寿ヶ丘5・18・21番、月見山1丁目3・4・10・13番、月見山2丁目6・7・10・13・15・21番
14	火	栄町1～3丁目、武庫川町、宮の町、川面1・2丁目、御殿山1～4丁目、すみれヶ丘1～3丁目	武庫川町4・5番、栄町1丁目6・14番、栄町2丁目9・10番、栄町3丁目6・7番、宮の町11番、御殿山2丁目14・21・24・31番、御殿山3丁目5・18番、御殿山4丁目1・7・20番、すみれヶ丘1丁目6・7番、すみれヶ丘2丁目1・2・3・5番、すみれヶ丘3丁目2・5・6番、川面1丁目8番、川面2丁目4番
16	木	川面3～6丁目、桜ヶ丘、小浜1～5丁目、美座1・2丁目、旭町1～3丁目	桜ヶ丘5・21・23番、川面3丁目1・12・19番、川面5丁目10・18番、川面6丁目11・21・27番、御殿山3丁目18番、小浜2丁目5番、小浜3丁目1・2・5番、小浜4丁目7番、小浜5丁目4・11番、旭町2丁目12番、旭町3丁目7番、美座1丁目2番、美座2丁目10・14番
23	木	清荒神1～5丁目、売布3・4丁目、売布ガ丘、売布山手町、売布よしヶ丘、泉ヶ丘	清荒神1丁目2・11番、清荒神4丁目6・9・18・24番、清荒神5丁目2番、売布ガ丘3・9・11・12・15・16番、売布山手町3番、泉ヶ丘9・17・19番、売布よしヶ丘1・10番、売布3丁目14番、売布4丁目2・3・12番
28	火	米谷1・2丁目、向月町、鶴の荘、中山寺1～3丁目、中山荘園、売布2丁目、売布東の町	米谷1丁目23番、米谷2丁目17番、鶴の荘8番、向月町15番、中山荘園1番、中山寺1丁目16番、中山寺2丁目6番、中山寺3丁目1番、売布2丁目7・14番、売布東の町3・4・5・11番
30	木	売布1丁目、星の荘、三笠町、泉町、今里町、寿町	売布1丁目25番、星の荘8・13番、三笠町11番、今里町17・22番、寿町1・8番、泉町3・8・13・22・30・31番

お知らせのページ

水道水フッ素含有量

採水日1月10日 検査日1月11日
(厚生省の水質基準値は0.8mg/l以下です)

採水場所	水源	フッ素(mg/l)
大原野字南宮	玉瀬浄水	0.10
すみれ丘1丁目	惣川浄水	0.39
御殿山1丁目	生瀬浄水	0.38
雲雀丘1丁目	川面浄水	0.25
安倉中2丁目	小浜浄水	0.27
東洋町	小林浄水	0.48
美幸町	亀井浄水	0.43
中山桜台2丁目	小浜・細(県)浄水	0.20

納税は
便利な口座振替で
軽自動車税 市県民税
固定資産税などの納付には、
詳しくは市役所市民税課へ。

住税は
单車・軽自動車の
住所変更手続きを
軽自動車税は、单車・輕
きをしてください。また、
車両、登録住所の変更手続
の市町村において、その所
有者に課税される税金です。
单車・軽自動車を持つて
いる人は、市外へ転出する
場合、登録住所の変更手続
きをしてください。また、
い状態にある場合も廃車な
ど手手続きをしてください。
詳しくは市役所市民税課へ。

役員(代表者)所 71-1141
西谷支所 88-0101
雲雀丘出張所 0727-59-2062
中山台サービスステーション 89-8894
宝塚駅前サービスステーション 81-3251
水道局 73-3681
市消防本部 73-1141
市立スポーツセンター 87-5911
市消費生活センター 72-0999

会館 84-9131
市民会館 73-0606
立派中央公民館 77-1200
立派中央図書館 84-6121
立派中央西図書館 77-1222
ガーリオホークル 84-6192
市立手塚治虫記念館 81-2970
市総合観光案内所 81-5344

立病院 87-1161
立健康センター 86-0056
立国際・文化センター 71-7633
立少年自然の家 91-0314
立教育総合センター 84-0946
市クリーンセンター 87-3361
市文化振興財団 85-8844
市社会福祉協議会 86-5000
宝塚警察署 85-0110

その他のお知らせ

市は、十月一日現在で
全国一斉に行われる国勢
調査の調査員を募集して
います。

国勢調査は、都道府県
や市区町村別、年齢別、
職業別などの人口構成を
明らかにして、各種の行
政施策に役立てるため、
五年に一回実施している
もの。

同調査は、市内に住む
すべての人が対象となる
ため、調査員が約千四百
人。職業別などの人口構成を
明らかにして、各種の行
政施策に役立てるため、
五年に一回実施している
もの。

人必要です。

調査員の応募資格は、
同調査の期間中、調査活
動に専念でき、調査に熱

意のある二十歳以上六十
歳未満の人。ただし、
役所や市内の市指定金融機
関などにありますので、記
入の上、預金口座のある金
融機関で手続きをしてくだ
さい。

なお、納期限前は、窓口
が混雑しますので、手続き
などはお早めに。
詳しくは市役所税務管理
課へ。

上知り得た秘密を厳守し
なければなりません。

調査員希望者は、はが
きに住所、氏名、電話番
号、生年月日、職業を記
入して、市役所広報広聴
課(〒665東洋町1-1-1)へ。

応募者多數の場合は、選
択して決定します。

詳しく述べる調査員一人当たりの
担当は約五十世帯で、報

酬は約四万二千円の予定
です。

なお、調査員は、調査

内すべての世帯を訪問

します。

調査員希望者は、はが
きに住所、氏名、電話番
号、生年月日、職業を記
入して、市役所広報広聴
課(〒665東洋町1-1-1)へ。

応募者多數の場合は、選
択して決定します。

詳しく述べる調査員一人当たりの
担当は約五十世帯で、報

酬は約四万二千円の予定
です。

なお、調査員は、調査

内すべての世帯を訪問

します。

調査員希望者は、はが
きに住所、氏名、電話番
号、生年月日、職業を記
入して、市役所広報広聴
課(〒665東洋町1-1-1)へ。

応募者多數の場合は、選
択して決定します。

詳しく述べる調査員一人当たりの
担当は約五十世帯で、報

酬は約四万二千円の予定
です。

なお、調査員は、調査

内すべての世帯を訪問

します。

調査員希望者は、はが
きに住所、氏名、電話番
号、生年月日、職業を記
入して、市役所広報広聴
課(〒665東洋町1-1-1)へ。

応募者多數の場合は、選
択して決定します。

詳しく述べる調査員一人当たりの
担当は約五十世帯で、報

酬は約四万二千円の予定
です。

なお、調査員は、調査

内すべての世帯を訪問

します。

調査員希望者は、はが
きに住所、氏名、電話番
号、生年月日、職業を記
入して、市役所広報広聴
課(〒665東洋町1-1-1)へ。

応募者多數の場合は、選
択して決定します。

詳しく述べる調査員一人当たりの
担当は約五十世帯で、報

酬は約四万二千円の予定
です。

なお、調査員は、調査

内すべての世帯を訪問

します。

調査員希望者は、はが
きに住所、氏名、電話番
号、生年月日、職業を記
入して、市役所広報広聴
課(〒665東洋町1-1-1)へ。

応募者多數の場合は、選
択して決定します。

詳しく述べる調査員一人当たりの
担当は約五十世帯で、報

酬は約四万二千円の予定
です。

なお、調査員は、調査

内すべての世帯を訪問

します。

調査員希望者は、はが
きに住所、氏名、電話番
号、生年月日、職業を記
入して、市役所広報広聴
課(〒665東洋町1-1-1)へ。

応募者多數の場合は、選
択して決定します。

詳しく述べる調査員一人当たりの
担当は約五十世帯で、報

酬は約四万二千円の予定
です。

なお、調査員は、調査

内すべての世帯を訪問

します。

調査員希望者は、はが
きに住所、氏名、電話番
号、生年月日、職業を記
入して、市役所広報広聴
課(〒665東洋町1-1-1)へ。

応募者多數の場合は、選
択して決定します。

詳しく述べる調査員一人当たりの
担当は約五十世帯で、報

酬は約四万二千円の予定
です。

なお、調査員は、調査

内すべての世帯を訪問

します。

調査員希望者は、はが
きに住所、氏名、電話番
号、生年月日、職業を記
入して、市役所広報広聴
課(〒665東洋町1-1-1)へ。

応募者多數の場合は、選
択して決定します。

詳しく述べる調査員一人当たりの
担当は約五十世帯で、報

酬は約四万二千円の予定
です。

なお、調査員は、調査

内すべての世帯を訪問

します。

調査員希望者は、はが
きに住所、氏名、電話番
号、生年月日、職業を記
入して、市役所広報広聴
課(〒665東洋町1-1-1)へ。

応募者多數の場合は、選
択して決定します。

詳しく述べる調査員一人当たりの
担当は約五十世帯で、報

酬は約四万二千円の予定
です。

なお、調査員は、調査

内すべての世带を訪問

します。

調査員希望者は、はが
きに住所、氏名、電話番
号、生年月日、職業を記
入して、市役所広報広聴
課(〒665東洋町1-1-1)へ。

応募者多數の場合は、選
択して決定します。

詳しく述べる調査員一人当たりの
担当は約五十世帯で、報

酬は約四万二千円の予定
です。

なお、調査員は、調査

内すべての世带を訪問

します。

調査員希望者は、はが
きに住所、氏名、電話番
号、生年月日、職業を記
入して、市役所広報広聴
課(〒665東洋町1-1-1)へ。

応募者多數の場合は、選
択して決定します。

詳しく述べる調査員一人当たりの
担当は約五十世帯で、報

酬は約四万二千円の予定
です。

なお、調査員は、調査

内すべての世带を訪問

します。

調査員希望者は、はが
きに住所、氏名、電話番
号、生年月日、職業を記
入して、市役所広報広聴
課(〒665東洋町1-1-1)へ。

応募者多數の場合は、選
択して決定します。

詳しく述べる調査員一人当たりの
担当は約五十世帯で、報

酬は約四万二千円の予定
です。

なお、調査員は、調査

内すべての世带を訪問

します。

調査員希望者は、はが
きに住所、氏名、電話番
号、生年月日、職業を記
入して、市役所広報広聴
課(〒665東洋町1-1-1)へ。

応募者多數の場合は、選
択して決定します。

詳しく述べる調査員一人当たりの
担当は約五十世帯で、報

酬は約四万二千円の予定
です。

なお、調査員は、調査

内すべての世带を訪問

します。

調査員希望者は、はが
きに住所、氏名、電話番
号、生年月日、職業を記
入して、市役所広報広聴
課(〒665東洋町1-1-1)へ。